

# 公益財団法人大学基準協会

## 大学評価に関する規程

平18. 6. 28決定 平30. 9. 7改定  
平20. 3. 11改定 平31. 1. 31改定  
平20. 4. 24改定 令元. 9. 27改定  
平22. 1. 28改定  
平22. 5. 21改定  
平23. 1. 28改定  
平24. 3. 9改定  
平27. 5. 19改定  
平28. 1. 29改定  
平28. 9. 14改定

### 第1章 総 則

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が、公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、大学（短期大学を除く。）に関する評価（以下「大学評価」という。）について定める。

#### (定義)

第2条 この規程において大学評価とは、完成年度経過後さらに1年以上（以下「申請資格充足年度」という。）を経た大学で、本協会の大学評価を受けることを希望する大学を評価し、本協会の大学基準に適合していると認定するか否かについて判定することをいう。

2 この規程に定める大学評価を受けた大学は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受けたものとする。

#### (大学評価の本旨)

第3条 大学評価にあたっては、大学のあらゆる側面を総合的に評価することを本旨とする。

#### (認定期間)

第4条 適合の判定を受けた大学の認定期間は7年間とする。

2 適合の始期は、大学評価を行った翌年度の4月1日からとする。

(保留)

## 第5条 削除

(正会員加盟申請)

第6条 大学基準に適合していると判定された大学は、本協会の正会員になるための加盟申請をすることができる。

## 第2章 大学評価委員会

(設置)

第7条 大学評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、大学評価委員会を設置する。

(組織)

第8条 大学評価委員会は、20名の委員で構成する。

- 2 前項の委員のうち10名については、正会員である大学がその大学から推薦する1名ずつの候補者について理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 第1項の委員のうち5名については、外部の有識者のうちから理事会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 第1項の委員のうち、第2項及び第3項の規定に基づく以外の5名については、理事会が指名した者について会長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じた場合は、その選出の区分に応じて常務理事会で委員を選出し、会長が委嘱する。
- 7 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 大学評価委員会に委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、大学評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事)

第10条 大学評価委員会には、必要に応じて幹事を置くことができる。幹事は大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

- 2 幹事は、委員長の指示に従い、大学評価委員会の職務に従事する。

(委員会の開催)

第11条 大学評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数のときは委員長が決定する。

(代理人の禁止)

第12条 大学評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

### 第3章 大学評価分科会及び大学財務評価分科会

(設置)

第13条 大学評価委員会は、大学評価分科会及び大学財務評価分科会を設置する。

2 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の委員及びその他の委員によって構成する。

3 大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員は、大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 大学評価分科会及び大学財務評価分科会にそれぞれ主査1名を置く。

5 大学評価委員会は、必要に応じて大学財務評価分科会に部会等を設置することができる。この場合において、部会の構成及び選任手続等は、本条第2項から第4項までの規定によるものとする。

6 大学評価分科会及び大学財務評価分科会委員(部会等の委員を含む。)の任期は、いずれも1年とする。ただし、再任を妨げない。

(代理人の禁止)

第14条 大学評価分科会及び大学財務評価分科会委員(部会等の委員を含む。)は、代理人を以てこれに充てることはできない。

### 第4章 大学評価手続

(書面評価及び実地調査)

第15条 大学評価は、別に定める点検・評価項目に基づいて大学が作成する点検・評価報告書その他の資料の評価及び実地調査を通じて行う。

(大学評価申請書等の提出)

第16条 大学は、指定の期日までに、大学評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

2 前項に定める資料のほか、大学評価委員会、大学評価分科会及び大学財務評価分科会

は、大学評価に必要な資料の追加提出を大学に求めることができる。

(申請の取下げ)

第17条 大学は、指定した期日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りでない。

2 前項に定める大学評価の申請取下げについては、大学からの文書による申出に基づき、その許否を理事会が決定する。

(大学評価の中止及び停止)

第18条 理事会は、災害の発生等大学評価を継続することが困難と判断するに足る相当の事由が認められる場合には、大学評価を中止又は一時停止することができる。

(評価者研修)

第19条 本協会は、大学評価委員会の委員及び幹事並びに大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員(部会等の委員を含む。)に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

(利害関係者の排除)

第20条 大学評価委員会の委員及び幹事並びに大学評価分科会及び大学財務評価分科会の委員(部会等の委員を含む。)は、自身が属する大学の評価に加わることはできない。

(分掌)

第21条 大学評価分科会は、本協会が定めた点検・評価項目のうち、財務に関する点検・評価項目以外の項目の評価を行う。

2 大学財務評価分科会は、財務に関する点検・評価項目についての評価を行う。

(大学評価結果案の作成)

第22条 前条に定める評価の結果に基づき、大学評価分科会及び大学財務評価分科会のもとで大学評価結果(分科会案)を作成する。

2 大学評価結果(分科会案)に、「是正勧告」、「改善課題」又は「長所」及び「評定」を付すことができる。

3 大学評価結果(分科会案)には、大学基準に適合又は不適合の判定を記載しなければならない。

4 前項の判定は、「是正勧告」の状況を踏まえ、総合的に行うものとする。

5 大学評価分科会の主査は、指定の期日までに大学評価結果(分科会案)を大学評価委員会に宛てて提出しなければならない。

6 前項の大学評価結果(分科会案)を受領した後、大学評価委員会は、その内容を審議し、大学評価結果(案)を作成する。

7 大学評価委員会委員長は、前項に定める大学評価結果(案)の作成にあたり、その原案について、大学から意見を聴取する。

8 大学評価委員会委員長は、指定の期日までに大学評価結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。

（大学評価結果の決定）

第23条 理事会は、前条第8項の大学評価結果（案）を尊重しつつ審議し、大学評価結果を決定する。

（認定の取消）

第24条 前条に定める決定の後、点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった等、大学基準に適合しているとする判断を維持しえない重大な事態が生じたとき、適合の認定期間内であっても、理事会は、大学評価委員会の意見を徴した上で、適合の判定を取消することができる。

（通知等）

第25条 会長は、大学評価結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を大学に通知しなければならない。

- 2 会長は、大学評価結果を大学評価結果報告書にとりまとめ、文部科学大臣に報告する。
- 3 会長は、前項の大学評価結果報告書を刊行物、インターネット等の適切な方法で公表する。

## 第5章 異議申立審査手続

（異議申立審査手続）

第26条 異議申立審査手続については、別に定める。

## 第6章 改善報告書検討手続

（改善報告）

第27条 大学基準に適合すると認定された大学で、「是正勧告」又は「改善課題」を付された大学は、指定された期限までに「是正勧告」又は「改善課題」についての改善報告書を提出しなければならない。

- 2 平成29年度大学評価の結果、期限付適合と判定された大学及び平成30年度又は平成31年度の大学評価の結果、判定を保留された大学は、大学評価結果に付された「是正勧告」及び「改善課題」に係る事項（平成29年度大学評価にあつては、「必ず実現すべき事項」及び「一層の改善が期待される事項」。以下、同様の規定において同じ。）について、指定された期限までに改善報告書を提出しなければならない（ただし、再評価の対象となるものを除く）。
- 3 大学評価の結果、適合していないと判定された大学は、大学評価結果に付された「是

正勧告」及び「改善課題」に係る事項について、改善報告書を提出しその検討を求めることができる（ただし、追評価を申請する場合を除く）。

（改善報告書検討分科会）

第28条 改善報告書の検討を行うために、大学評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する。

- 2 改善報告書検討分科会の委員は、大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 3 改善報告書検討分科会に主査1名を置く。
- 4 改善報告書検討分科会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 改善報告書検討分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

（改善報告書に対する検討結果案の作成）

第29条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書に対する検討結果（分科会案）を作成する。

- 2 改善の成果が認められない等のとき、改善報告書検討分科会は、前項に定める検討結果（分科会案）において大学に対してあらためて意見を付すことができる。
- 3 改善報告書検討分科会の主査は、指定の期日までに、改善報告書に対する検討結果（分科会案）を大学評価委員会に宛てて提出しなければならない。
- 4 前項の検討結果（分科会案）を受領した後、大学評価委員会は、その内容を審議し、改善報告書に対する検討結果（案）を作成する。
- 5 前項の検討結果（案）について、大学評価委員会委員長は、指定の期日までに会長に宛てて提出しなければならない。

（決定、通知及び公表）

第30条 理事会は、前条第5項の検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書に対する検討結果を決定する。

- 2 会長は、前項の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を大学に通知しなければならない。
- 3 第1項の結果について、会長は、刊行物、インターネット等の適切な方法で公表する。

## 第7章 再評価手続

（再評価の申請）

第31条 平成29年度大学評価の結果、期限付適合と判定された大学及び平成30年度又は平成31年度の大学評価の結果、判定を保留された大学は、指定された期限までに、その判断に至った問題事項についての再評価報告書を会長宛に提出し、再評価を受けなければならない。

- 2 指定された期限までに前項に定める再評価を受けない場合、その大学は大学基準に適

合していないと判定されるものとする。

(再評価分科会)

第32条 再評価を行うために、大学評価委員会は、再評価分科会を設置する。ただし、期限付適合又は判定保留の判断に至った問題事項の内容に鑑み、大学評価委員会において再評価を行うことができると判断される場合は、この限りでない。

- 2 再評価分科会の委員は、大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 3 再評価分科会に主査1名を置く。
- 4 再評価分科会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 再評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(書面評価及び実地調査)

第33条 再評価は、書面評価及び実地調査により評価を行う。ただし、書面評価を通じて改善が確認できる場合は、大学評価委員会の判断によって実地調査を省略することができる。

(再評価結果案の作成)

第34条 前条に定める評価の結果に基づき、再評価分科会は、再評価結果(分科会案)を作成する。

- 2 再評価結果(分科会案)には、大学基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない。
- 3 前項に規定する判定は、再評価報告書において報告されたすべての事項に関する改善状況をもとに行うものとする。
- 4 再評価結果(分科会案)に「是正勧告」又は「改善課題」及び「評定」を付することができる。
- 5 再評価分科会の主査は、指定の期日までに、再評価結果(分科会案)を大学評価委員会に宛てて提出しなければならない。
- 6 前項の再評価結果(分科会案)を受領した後、大学評価委員会は、その内容を審議し、再評価結果(案)を作成する。
- 7 大学評価委員会委員長は、前項に定める再評価結果(案)の作成にあたり、その原案について大学から意見を聴取する。
- 8 大学評価委員会委員長は、指定の期日までに再評価結果(案)を会長に宛てて提出しなければならない。

(再評価結果の決定)

第35条 理事会は、前条第8項の再評価結果(案)を尊重しつつ審議し、再評価結果を決定する。

(認定期間等)

第36条 再評価の結果、大学基準に適合していると認定された大学に対する認定期間は、

期限付適合とされていた期間又は判定が保留されていた期間を含め、7年間とする。

2 第24条に定める認定の取消については、これを再評価結果に対しても適用する。

(通知等)

第37条 第35条に定める決定の通知等については、第25条を準用する。

## 第8章 追評価手続

(追評価の申請)

第38条 大学評価又は再評価の結果、大学基準に適合していないと判定された大学は、指定された期限までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる。

2 前項の申請は、大学評価又は再評価を受けた翌年度以降次の大学評価実施前年度までの何れかの年度に、1回に限り行うことができる。

3 追評価を申請する大学は、「是正勧告」及び「改善課題」に対する追評価報告書を提出しなければならない。

(追評価分科会)

第39条 追評価を行うために、大学評価委員会は、追評価分科会を設置する。ただし、不適合の判断に至った問題事項の内容に鑑み、大学評価委員会において追評価を行うことができると判断される場合は、この限りでない。

2 追評価分科会の委員は、大学評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

3 追評価分科会に主査1名を置く。

4 追評価分科会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

5 追評価分科会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(書面評価及び実地調査)

第40条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行う。ただし、書面評価を通じて改善が確認できる場合は、大学評価委員会の判断によって実地調査を省略することができる。

(追評価結果案の作成)

第41条 前条に定める評価の結果に基づき、追評価分科会は、追評価結果(分科会案)を作成する。

2 追評価結果(分科会案)に「是正勧告」又は「改善課題」及び「評定」を付すことができる。

3 追評価結果(分科会案)には、大学基準に適合又は不適合の判定結果を記載しなければならない。

4 前項に規定する判定は、追評価報告書において報告された事項のうち、不適合の判断



に至った問題事項に関する改善状況をもとに行うものとする。

- 5 追評価分科会の主査は、指定の期日までに、追評価結果（分科会案）を大学評価委員会に宛てて提出しなければならない。
- 6 前項の追評価結果（分科会案）を受領した後、大学評価委員会は、その内容を審議し、追評価結果（案）を作成する。
- 7 大学評価委員会委員長は、前項に定める追評価結果（案）の作成にあたり、その原案について、大学から意見を聴取する。
- 8 第6項に定める追評価結果（案）について、大学評価委員会委員長は、指定の期日までに会長に宛てて提出しなければならない。

（追評価結果の決定）

第42条 理事会は、前条第8項の追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

（認定期間等）

第43条 追評価の結果、大学基準に適合していると認定された大学に対する適合の始期は、追評価を行った翌年度の4月1日からとする。ただし、第4条第1項の規定にかかわらず、認定の期間は、元となった大学評価を受けた年度の翌年度から7年後の年度の3月31日を終期とする期間とする。

- 2 第24条に定める認定の取消については、これを追評価結果に対しても適用する。

（通知等）

第44条 第42条に定める決定の通知等については、第25条を準用する。

## 第9章 認定証

（認定証の交付）

第45条 本協会は、大学評価、再評価又は追評価の結果、大学基準に適合と認定した大学に対して、認定証を交付する。

## 第10章 評価手数料

（評価手数料の納入）

第46条 大学は、大学評価、再評価又は追評価を受けるにあたり、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

## 第11章 雑 則

(規程の改廃)

第47条 この規程の改廃は、理事会が行う。

2 この規程の施行に必要な細則は、常務理事会が決定する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行を以て、「大学評価に関する規程細則」(平成18年6月28日)は、廃止する。

3 第8章に定める再評価手続については、平成22年度までの大学評価を受けた大学で、大学基準に適合又は不適合との判定を保留された大学に対する再評価にも適用する。この場合において、第36条第1項中「期限付適合」とあるのを「判定保留」と、同条第2項中「適合認定の期間を終了した時点」とあるのを「判定保留の期間を終了した時点」と、また、第41条中「第4条第2項に定める期間を含め、7年間とする」とあるのを、「再評価を行った翌年度の4月1日を始期とし、判定保留の始期となった年度から7年後の年度の3月31日を終期とする期間とする」と読み替えるものとする。

附 則(平成24年3月9日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則(平成27年5月19日)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則(平成28年1月29日)

この規程は、平成28年3月1日より施行する。

附 則(平成28年9月14日)

1 この規程は、平成30年4月1日より施行する。ただし、改善報告書に対する検討結果の公表に係る第30条第3項の規定は、平成30年4月1日以後に大学評価を受けた大学に対するものから適用する。

2 第2章に定める大学評価委員会については、第8条第1項の適用に伴い、同第5項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から委嘱する委員の任期を1年とする。

3 第7章に定める再評価手続については、平成29年度までの大学評価を受けた大学で、期限付適合と判定された大学に対する再評価にも適用する。この場合において、第31条第1項中「判定を保留された」とあるのを「期限付適合と判定された」と、「「是正勧告」及び「改善課題」とあるものを「「必ず実現すべき」及び「一層の改善が期待される事項」と、同条第2項中「再評価を受けない場合」とあるのを「再評価を受けない場合、適合認定の期間を終了した時点で」と、第34条第4項中「判定を保留するに至

った問題事項」とあるのを「期限付適合の判定に至った問題事項」と、また、第36条第1項中「判定が保留されていた期間」とあるのを「期限付適合の認定期間」と読み替えるものとする。

- 4 第8章に定める追評価手続については、平成29年度までの大学評価を受けた大学で、大学基準に適合していないと判定された大学に対する追評価にも適用する。この場合において、第38条第3項中「「是正勧告」及び「改善課題」」とあるものを「「必ず実現すべき」及び「一層の改善が期待される事項」」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年9月7日）

この規程は、平成30年9月7日から施行する。

附 則（平成31年1月31日）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月27日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 2 平成29年度大学評価の結果、期限付適合と判定された大学及び平成30年度又は平成31年度の大学評価の結果、判定を保留された大学に対する再評価をすべて終えた時点で、第27条第2項及び第7章の全文並びに第38条、第45条及び第46条のうち再評価について定めた部分は、これを削除する。